特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関する事務基礎 項目評価書【令和4年12月31日 終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関する事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))により操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。

評価実施機関名

松山市長

公表日

令和5年11月13日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関する事務				
②事務の概要	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々を支援するため、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を給付する。				
③システムの名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金システム、個人住民税システム、統合宛名システム、中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル名					

住民税非課税世帯等臨時特別給付金ファイル

3. 個人番号の利用

・番号法 第9条第1項 別表第一の100 ・番号法別表第一主務省令 第73条 ・番号法別表第一告示 第5号 ・公金受取口座登録法 第10条 ・公金受取口座登録法第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示 第5号 法令上の根拠

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択版> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	・番号法 第19条第8号 別表第二の121 ・番号法別表第二主務省令 第59条の4 ・番号法別表第二告示 第3号			

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	松山市保健福祉部保健福祉政策課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

松山市 総務部 文書法制課

790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 ℡(089-948-6866)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

松山市 保健福祉部 保健福祉政策課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 IEL(089-948-6821)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			4年6月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か]	500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及での 3) 基礎項目評価書及での 3) 基礎項目評価書及での (でませんが アロボ ままが) カロ	が全項目評価書
2)又は3)を選択した評価美別されている。	他機関については、そ	れてれ里点垻日評	価書又は全項目評価書において、リス	グダ東の詳細か記載
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供ネットワー	クシステムを通じた		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの)取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・れ く。)	多転(委託や情報提	提供ネットワークシ	ステムを通じた提供を除]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・決	肖去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
8. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[0]	内部監査 [] 外部盟	
9. 従業者に対する教育・啓	S 発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っ	っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っ 2)十分に行っている。	っている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月11日	II 1 いつ時点の計数か	令和3年12月10日時点	令和4年6月1日時点	事後	時点修正
令和4年11月11日	Ⅱ2 いつ時点の計数か	令和3年12月10日時点	令和4年6月1日時点	事後	時点修正
令和5年11月13日	表紙 評価書名	住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関する 事務基礎項目評価書	住民祝非課祝世帯等臨時特別給付金に関する 事務基礎項目評価書【令和4年12月31日 終 了】	事後	